

# 施設の維持管理方法一覧

作業時間		8:30~17:30 (ただし、産業廃棄物の搬入時間は8:30~17:00までとする。)
受入	受入物の確認	管理事務所にて運搬指示票及び計量伝票を利用し、受付時に産業廃棄物の種類及び重量を確認し、その後展開検査により不適合物の混入がないことの確認をする。受付時及び展開検査時に不適合物とみとめられた場合は、受入拒否とする。
	計量	自社中間処理場から安定型産業廃棄物を搬出する際に発行する計量伝票を利用し重量確認を行うため、当該最終処分場には、トラックスケールを設置しない。
投入方法		バックホウ及び手作業による。
立札その他の設備		立札を場内入口付近に設置し、必要事項の記入を行う。また、表示すべき事項に変更等が生じた場合は、書換えの措置を講ずる。
問い合わせ		最終処分場の外周について、フェンス、関係者以外立入禁止看板、進入ゲート及び立木を配置し、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止する。また、最終処分場北側の崖部分については、これにより立ち入るのを防止する。ただし、埋立終了後については、杭により埋立地の範囲を明らかにする。
飛散・流出防止、悪臭発散防止及び地下浸透防止措置		「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、「がれき類」であるため、産業廃棄物そのものの性質からは飛散は考えにくく悪臭の発生は想定されないが、鋼製カゴ枠工を設置し、土砂による段階的覆土(「埋立方法(サンドイッチ方式)一般図」に記載のとおり。)を行い飛散、流出及び悪臭発散防止する。また、産業廃棄物そのものについては、地下浸透は想定されず、浸透水については、埋立地表層が難透水層(「附近環境開発安定型埋立処分場表層調査報告書」を参照する。)であり、さらに埋立地下流部の地盤改良及び地山谷部への集排水管の設置により、浸透が低減される。
騒音・振動防止措置		当該地はアセスの結果とおり周辺への騒音、振動の影響は十分に小さいが、生活環境の保全上支障が生じるおそれがある場合は、必要な措置を講ずる。
害虫防止措置		搬入産業廃棄物の敷均し及び転圧を速やかに行い、かつ、産業廃棄物の一層の厚さを1.0mとし、その上部に20cmの土砂により覆土を行い(「埋立方法(サンドイッチ方式)一般図」に記載のとおり。)害虫発生の防止に努めるとともに、施設内を清潔に保持する。
防火措置		管理事務所に消火器を設置する。
異常時の措置		異常が発生した場合、埋立作業などを中止し、すみやかに点検を行うとともに、原因の究明を図り必要な措置を講ずる。
放流水の水質等の測定計画	測定頻度	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づき、地下水及び浸透水に係る地下水等検査項目は、一年に一回以上測定する。浸透水に係る生物化学的酸素要求量は、一月に一回以上測定する、ただし埋立終了後は三月に一回以上とする。
	測定箇所	地下水は、二箇所の地下水観測井戸で採取し測定する。浸透水は、暗渠排水管の最終流末部の一箇所で採取し測定する。(「計画平面図」に記載のとおり。)
	測定項目	地下水及び浸透水に係る地下水等検査項目のアルキル水銀他24項目と、浸透水に係る生物化学的酸素要求量。
点検	実施内容	付帯関連設備等の点検。
	頻度	一月に一回以上。
	措置	損壊するおそれがある、もしくは補修が必要と認められる場合は、直ちに補強工事を行うなど、損壊等を防止するため必要な措置を講ずる。
記録	記録する項目	埋め立てられた産業廃棄物の種類及び数量、熱しやすく減量値、最終処分場の維持管理の点検内容、地下水等検査項目及び生物化学的酸素要求量の測定記録、その他講じた措置の内容など。
	保存方法及び保存期間	書面もしくは電子データにて廃止までの保存。
	閲覧方法	当社へ申し出の後、担当者立会いの上閲覧を行う。
残余の埋立容量		一年に一回以上、残余の埋立容量を測定し、かつ、記録する。